

郡山市議会訓令第1号

議 会 事 務 局

郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程を次のように定める。

令和7年1月20日

郡山市議会議長 佐藤 政 喜

郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、郡山市議会議員（以下「議員」という。）が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称、旧漢字を新漢字に改めた氏名又は議員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍の氏を改める前の戸籍上の氏（以下「通称名等」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(通称名等の使用)

第2条 議員は、次に掲げる事項を除き、通称名等を使用することができる。

- (1) 履歴に関する届出書類
- (2) 在職証明書等各種証明書
- (3) 辞職願
- (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類
- (5) 源泉徴収票の名義
- (6) 市議会議員共済会に関する各種届出書類
- (7) 全国市議会議長会互助会に関する各種届出書類
- (8) 叙勲等表彰の申請書類
- (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(届出)

第3条 通称名等を使用しようとする議員は、通称名等使用届出書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

(中止の届出)

第4条 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、通称名等使用中止届出書（第2号様式）を議長に提出しなければならない。

(報告)

第5条 議長は、通称名等使用届出書又は通称名等使用中止届出書を受理したときは、会長会に報告するものとする。

(責務)

第6条 通称名等を使用する議員は、通称名等を使用するに当たって、議会活動及びその関連する事務処理に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。

（改選時の特例）

第7条 一般選挙後において、議長が選出されていないときは、第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、通称名等の使用に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年1月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に通称名等を使用している議員については、第3条の規定による届出を行ったものとみなす。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

郡山市議会議長

郡山市議会議員

通称名等使用届出書

議会活動において通称名等を使用したいので、郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程第3条の規定により届け出ます。

記

1 使用する通称名等

ふりがな	
通称名等	

2 通称名等の使用を開始する日 年 月 日

備考 この届出書を提出するときは、通称名等が確認できる書類を提示してください。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

郡山市議会議長

郡山市議会議員 _____

通称名等使用中止届出書

議会活動における通称名等の使用を中止したいので、郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程第4条の規定により届け出ます。

記

1 使用を中止する通称名等

ふりがな	
通称名等	

2 通称名等の使用を中止する日 _____年 月 日